

第2回持続可能な権利擁護支援モデル事業企画運営会議概要

令和4年8月26日（金）下田文化会館にて第2回持続可能な権利擁護支援モデル事業企画運営会議を開催した。

法人後見を行っている社会福祉法人を視察し、会議にてその取組内容を報告、社会福祉法人において法人後見を行う意義、利点、特徴等について説明した。

その後、法人後見研修、受任調整、実務支援のあり方や手法等について協議した。

○賀茂地区の一番大きい法人が「地域における公益的な取り組み」として法人後見を実施していくことを組織決定していただいた。ただ、定款変更できるのが来年6月の理事・評議員会になるため今年度は体制整備等を検討、他法人とも調整中

○社会福祉法人内に既にパートナー所属の社会福祉士が在籍している場合は、法人後見専門員として登録し、今後法人内の法人後見支援員の育成を行う。（市民後見人養成講座修了者の活用も併せて検討）

法人後見専門員、支援員の育成は、賀茂地区の市民後見人養成講座から必要な科目を受講するかたちで行う。（県社協で録画、WEB配信等の受講体制を整える）

○受任調整は、賀茂地区の中核機関の受任調整会議において専門職を交えて実施する。

受任調整の際に、監督人やアドバイザー体制についても協議して貰いたい。

○企画会議ではいわゆる「利益相反（関係性の濫用）」の話題が出た。サービス提供者が限られる地域で「単に自法人利用者は不可」でいいのか検討が必要ではないか。との意見も出ている。今後検討項目としたいが、厚労省側で何か情報提供していただけるものがあればお願いしたい。

○ファンドレイジングの話題が意外と盛り上がった。遺贈の話はたまにあるそうだが、ほとんどユニセフや日赤となるとのこと。2,000万ぐらいの遺贈があればやれることはかなり出てくるはず。遺贈にたよるだけのファンドレイジングでは視野が狭いかもしれないが、遺贈先の選択肢として賀茂地区の権利擁護支援という選択肢を作っていくのは「アリ」だとの意見が出ている。

今後の検討項目としていきたい。

課題や検討内容等を取りまとめ、今後の取組みについて整理した上で、今後、静岡家庭裁判所下田支部を交え、担い手育成、受任調整、支援体制等について協議し、理解を得る予定。

第2回持続可能な権利擁護支援モデル事業企画運営会議

次 第

日時 令和4年8月26日（金）
午前10時30分から正午まで
場所 下田市民文化会館小会議室

1 開会

2 報告

- (1) 法人後見事業に関する訪問調査について
 - ①神奈川県厚木市 社会福祉法人敬和会
 - ②神奈川県横浜市 社会福祉法人ぱれっと

- (2) 第1回実務部会（8/10）の開催について

3 協議

- ・ 賀茂地域における法人後見の実施方法について
(研修・委員会・実務支援のあり方)

- ・ 寄附等の活用による資金調達の可能性について

4 閉会

法人後見実施2法人訪問調査実施状況

日 時	令和4年7月15日（金）
会 場	10：00 社会福祉法人敬和会（神奈川県厚木市下萩野 2117-2） 高齢者生活支援施設けいわ荘施設長 関氏、法人後見センター 法人後見 専門員 畑氏、生活相談員 小泉氏
訪 問 先	14：00 社会福祉法人ぱれっと（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-26-14） 社会福祉法人ぱれっと副理事兼ぱれっと後見センター長金子氏、相談支援 専門員 長谷川氏
対 応 者	県社協 海野権利擁護課長、小澤
内 容 ・ 経 過 ・ 顛 末 ・ 所 感	<p>法人後見を積極的に行っている神奈川県内の社会福祉法人を訪問し、受任の状況や現状について聞き取りを行った。本年度権利擁護課では、国の持続可能な権利擁護モデル事業として賀茂地域を対象に、法人後見を推進する事業を実施している。</p> <p>1 両法人に共通している事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見を始めるきっかけは、利用者と親族間での金銭トラブルに起因する事故が起こった。（性善説は成り立たなかった）地域の中で、身寄りのない方が多いため、信頼できる人や組織の必要性を感じた。 ・いずれも、核となる牽引役がいる。（畑氏は、元ぱあとなあ経験者、金子氏はぱあとなあ会員で、三士会とのつながりが深い） ・組織で「法人後見センター」を確立している。基本、通常業務と兼務している。 ・いずれの法人も受任件数は数件のみ。 ・市社協のバックアップがしっかりしている。 ・神奈川県内は、専門職後見人として行政書士が台頭している。また、横浜市では横浜市社協が「よこはま法人後見連絡会」を開催している。7法人のNPOや一般社団法人等が加盟しており、家族会が立ち上げた法人、任意後見を中心に受任する法人など特色を出している。 <p>2 【社会福祉法人敬和会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更について、横浜家庭裁判所厚木支所に相談したところ、定款への（成年後見業務の）記載は必須ではないとの回答があったため、<u>定款変更を行っていない。</u> ・職員体制は、主に法人後見専門員と法人後見支援員の2名が中心になっている。その他運営管理で施設長や理事長、総務課等が関わっている。 ・受任対象者は、身寄りのない方、財産のない方など規程に盛り込んでいる。できる件数を受任している。現在高齢者2件を受任している。（後見報酬は受け取っていない。）職員は通常業務との兼務をしており、事業開始のために新たに人を雇ったわけではない。 ・法人後見の役割として、地域貢献事業と位置づけ後見報酬が見込めない方の受任を積極的に行っていく。 ・厚木市社会福祉協議会が成年後見の中核機関を受託しており、中核機関に設置されている委員会で、敬和会の受任の適否についての意見出してもらっている。 ・敬和会内では、法人後見運営委員会（理事長、施設長、顧問弁護士など）が受任の適否の判断や後見業務監督を行う。直接の金銭管理は、出納責任者（主任）、後見専門員、支援員が行う。

3【社会福祉法人ぱれっと】

- ・後見業務の職員体制は、主に2名が中心に担っている。副理事長が圧倒的なリーダーシップを発揮し、牽引している。社会福祉法人とは別に、一般社団法人を立ち上げた。
- ・受任対象者は、「当法人に係わる人はいっさい受任しない」、そもそも成年後見制度の利用が必要か、他の施策の可能性はないか、法人後見による後見が適切かなど受任検討委員会（弁護士、リーガル、ぱあとなあ、横浜市社協他）で審議する。
- ・法人後見を行う上で、家庭裁判所が社会福祉法人が適任か否かの視点は①市から社会福祉法人への監督体制があるか②社会福祉法人として決算や事業報告、理事体制などを開示しているか ③第三者機関として受任検討委員会がある ④損害賠償保険に入っている（東京海上日動）などの点があげられる。
- ・現在、受任は4件、高齢2件。高齢2件、知的1件、身体1件。いずれも区役所や地域包括支援センターからの依頼がある。
- ・受任件数は少ないが、関係機関からは成年後見について相談できる場が増えてうれしいという声がある。
- ・法人後見の職員研修は、横浜市社会福祉協議会の実施している市民後見人養成講座のプログラムの中から必要な項目を受講している。

<所感>

いずれの法人も、通常業務をこなしながら、成年後見事業を行っているため、できる範囲でできる限りの件数を受任していた。

法人後見を行うメリットとして、「法人としての地域からの信頼性があがる」「関係機関とのつながりができるため、相談できる相手が増える」ことが考えられる。また、今後、賀茂地域で実施していく上で牽引役として社協やアドバイザー（三士会）の存在は大きい。

会議を重ね、当会から社会福祉法人に成年後見事業を実施する。意義を伝えていきたい。

実務部会で確認したこと

- 定款変更の手続きは必要
- 受任件数は対応可能な範囲とし、当初は専門職からのリレー等を検討
- 受任ケースの検討については、下田市社協にて設置している「法人後見事業審査会」にて専門職を交えて受任の適否を検討する（個々の法人では委員会等を設置しない）
- 法人後見の担当者の研修は下田市市民後見人養成講座の中から必要なプログラムを動画にて受講する

今後のスケジュール（案）

	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 養成	事前調査	・ ニーズの把握（受託可能な法人の調査等）		
	企画・調整	・ 関係機関との検討会（活動支援、連携、受任・交替のあり方）		
	養成研修	・ 市民後見人養成講座 動画受講	→	
	登録	・ 修了者登録 ・ データ管理	→	
(2) 定款	定款変更	・ 法人内調整 ・ 県福祉指導課との調整 ・ 理事・評議員会	→	
	受任調整	・ 受任調整準備→家庭裁判所や専門職団体と選任の際の考慮要素・受任や交代イメージを共有	・ 受任調整	→
(3) 活動	活動支援		・ マニュアル等の整備 ・ 専門相談の実施 ・ 後見活動の支援 ・ 連絡体制の整備	→
	事業運営			・ 検討会議運営 ・ 他地域への事業展開 ・ 事業の評価、検討
備考	モデル地域（賀茂地域）で事業を実施する。賀茂地域では2団体以上の養成を目指す。			

賀茂地区におけるファンドレイジングについて(案)

1 目的、背景

第二期利用促進基本計画において、総合的な権利擁護支援策の充実を図る。都道府県単位での新たな取組の検討として『寄付などの活用による多様な主体の参画の検討』が明記されている。

第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆ 成年後見制度等の見直しに向けた検討 ◆	◆ 総合的な権利擁護支援策の充実 ◆
<p>制度改正の方向性等に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性・補充性の考慮 ○ 三類型の一元化 ○ 有期（更新） ○ 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し ○ 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代 ○ 公的な関与を強めた後見等の開始 <p>市町村長の権限等に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充 ○ 成年後見制度利用支援事業の見直し 	<p>日常生活自立支援事業等との連携、体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他制度との連携の推進、実施体制の強化 ○ 他制度等との役割分担の検討方法についての周知 <p>新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討 ○ 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討 <p>都道府県単位での新たな取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討 ○ 公的な関与による後見の実施の検討 <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;">持続可能な権利擁護支援モデル事業</p>

31

テーマ③-1 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

- 権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策について、地域住民や企業など地域社会に広く周知して資金を調達するファンドレイジングにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組。
- 地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより、取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。このような多様な主体の参画を促進することを目指す。

①委託、補助
 ②地域の権利擁護支援活動についての広報活動
 ③寄付
 ④基金等
 ⑤分配のルール公表
 ⑥ルールに基づいた分配
 ⑦分配を受けた団体の公表

公表することによって透明性を確保
 自己評価の公表やファンドレイジングの取組を地域に広げる契機づくり
 寄付や遺贈をしたという本人の思いをできるかぎり尊重する(強制しない)

事業実施における留意事項

- 地域の権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策を周知するなど、地域住民や企業からの寄付を集めるための広報活動を行うこと（遺贈だけに頼らない）。
- 本人の権利擁護を支援している団体への寄付等は、団体が直接受けとるのではなく、都道府県社協等による基金からの分配を原則とすること。
- 寄付の分配を受けることができる団体の基準を、予め公表すること（本研究事業の報告書の自己評価項目を活用してよい）。その際、ファンドレイジングに取り組む団体の分配率を上げること。
- 寄付の分配を受けた団体を公表すること。
- 本人が寄付の意思を示した場合にも、柔軟にその意思変更や中止ができるよう、サポートすること。

12

2 現状

○財産や金銭管理に関わる団体が利用者から寄付を受けることや、法人後見を行っている団体が被後見人からの寄付を受け取ることは、できない。(省略) 一方で、利用者などの本人が身寄りのない方のために自分の財産を役立ててほしいという話が各地である。どうしたらこの本人の意思を尊重できるか、また寄付を受けることで今の支援が悪い方向に変わらないかを考える必要がある。(厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室川端専門官 2022年7月21日長野県権利擁護支援ファンド第1回専門委員会メモより抜粋)

- 子供世代が地域外に出て行ってしあうため、家族相互補完機能が低下
 - 高齢化がピークを迎えており、認知力が低下する高齢者も相対的に増加
 - 専門職後見人の数が圧倒的に足りない
 - 地域の共通認識として後見人不足は明確
- ⇒持続可能な権利擁護事業を実施するために、財源確保は必死。

3 他県との比較

【長野県】

県が県社協に委託し、本年度事業を実施している。事業内容は下記のとおり。

- ① 寄付の受入れ体制構築に向けた検討会の開催
- ② 利益相反を防止する資金配分方法の検討会の開催
- ③ 上記①、②を実施するための実態調査やヒヤリングの実施
- ④ 寄付金の受入体制及び配分事務に向けた体制構築

長野県社協は、国のモデル事業に関わらず遺贈寄付の受入や分配の仕組みをつくる。長野県あんしん未来基金を設置する。

4 賀茂地区におけるファンドレイジングを行う意義

- 継続的に、賀茂地域の社会福祉法人等を新たな法人後見の担い手として育成後、継続して担い手の確保と利用促進を図る。
- 寄付を活用することで、社会福祉法人の信頼性が担保される。
- 地域住民や企業等が、権利擁護支援の意識の醸成につながる。参画者の積極性を生み出す。
- 公的財源では難しい、対応困難な権利擁護支援の柔軟な対応ができる。